

一般社団法人日本マンション学会総務委員会規則  
(当初制定：2010年4月17日 JICL 規則第4号)

(名称)

第1条 この委員会は、総務委員会(以下本委員会という。)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は日本マンション学会の総務についての業務の遂行を目的とする。

(本委員会の構成)

第3条 本委員会は委員長1名、副委員長2名、委員若干名をもって構成する。

(委員の選任)

第4条 委員は本委員会又は理事会により予め推薦された会員の中から理事会の承認を得て選任される。

(委員長、副委員長の選任)

第5条 委員長、副委員長は委員の互選により決する。

- 2 委員長は本委員会を代表し、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 本委員会の委員の任期は2年とする。

(本委員会の開催)

第7条 本委員会は委員長の招集により随時開催する。

(小委員会)

第8条 本委員会は必要に応じ小委員会を設置する。

付 則

- 1 本規則は学会定款第63条に基づき2010年4月17日理事会の議を経て同日から施行する。
- 2 本規則施行日において日本マンション学会総務委員会委員に任命されている者は本規則による委員とみなし、2011年度第2回定期社員総会終結時までの任期とする。